

別記様式第2-1号別添（別記1-2別記様式第2-1号関係）

スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業
都道府県スマート農業ビジョン

都道府県名 広島県

策定： 令和8年 2月 26日

1 目的

広島県では、中山間地域において人口減少が顕著であり、今後、担い手の減少や労働力不足が深刻化し、生産構造の弱体化とともに農地等の生産基盤を維持することが困難になるものと考えられる。こうした中、企業経営を実践している農業者をはじめ、多様な担い手が地域の生産基盤を有効に活用することにより、生産性の高い農業が展開されるとともに、安全・安心な農産物が安定供給されることが求められている。

このため、現在策定を進めている「2030広島県農林水産業アクションプログラム（仮称）」に即し、品目を指定せず、それぞれの担い手や産地の戦略に基づいた生産振興に取り組むこととしており、農業者や関係機関等で体制を構築し、技術の検証や情報の共有等を積極的に行うことで、県内の各地域に適したスマート農業を展開する。具体的には、スマート技術の活用、基盤整備及び加速する気候変動に対応した生産安定技術の導入による生産性及び収益性の向上に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業用施設や農業機械の導入を支援することにより、スマート技術体系への包括的転換の加速化を図る。

2 基本方針

| | |
|---------|---|
| 作物名 | スマート農業の推進方針 |
| 作物共通 | 本県の農業振興に関する計画等と整合させるほか、作物別に定める下記の基本方針に基づき、技術課題の解決のため、スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換により、労働生産性の向上を一体的かつ合理的に実施する取組を行う。 |
| 水稻、麦、大豆 | 労働生産性の向上のため、自動化農機等の導入による作業の軽労化や省力・省人化を進めるとともに、ほ場の大区画化等の基盤整備を推進し、機械の導入効果を高める。 また、人工衛星画像等を活用した栽培管理システムにより生育状況等を把握し、データを産地内で共有する等とともに適正な施肥量を田植機やドローンによる可変施肥システムで制御すること等で生産性や品質の向上を図り、需要に応じた安定生産を図る。 |
| 野菜・花き | 規模拡大や機械化一貫体系、自動化農機等を導入するとともに農業用ハウス床面の整地や通路幅の最適化等により作業を省力化し、生産性を向上させ、需要に対応した供給体制の構築を図る。 また、環境制御装置等を導入しモニタリングデータの共有・分析を行う等により、作物の生育に最適な環境をつくり、収量を最大化させるとともに、高温障害対策技術等の導入により安定的な生産量を確保する。 |
| 果樹 | 自動化農機等のスマート農業技術を導入するとともに、機械利用効率を高めるため分散した園地の集積や傾斜緩和等 |

| | |
|--|---|
| | の基盤整備、省力樹形への改植・新植などにより労働生産性を高め、需要に対応した供給体制の構築を図る。 |
|--|---|

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地スマート計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

| |
|---|
| <p>(1) 推進・指導方針 本事業の効果的な実施に向け、県・市町が一体となって、推進・指導に当たるものとする。</p> <p>(2) 産地スマート計画・取組主体事業計画の審査方針 取組主体事業計画に係る審査は、各協議会の構成団体である県又は市町に属する補助事業に精通した者を主として実施するなど審査精度を高めるように努めるものとする。 産地スマート計画（取組主体事業計画を含む）に係る審査は、市町での実施後、県農林水産事務所（農林事業所）が実施することとする。なお、必要に応じて事業実施地区を管轄する農業技術指導所と連携することとする。</p> |
|---|

4 取組要件

| 対象作物 | 取組要件 |
|------------|--------------|
| 基本方針に掲げる作物 | 実施要領により実施する。 |

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

| |
|--|
| <p>取組内容及び対象経費を確認するため、以下の書類を提出させることとする。</p> <p>1 計画申請時</p> <p>(1) 産地スマート計画、取組主体計画、機械導入計画書又は機械リース計画書、資機材導入計画書（簡易な基盤整備を実施する場合等）</p> <p>(2) 添付書類</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 事業費</p> <p style="padding-left: 40px;">①見積書（複数の販売会社の見積書の写し）、カタログ、②導入する機械等が成果目標の達成に寄与することがわかる資料、③能力・台数などの算定根拠、機械の利用計画、④費用対効果分析資料（機械を導入する場合）、⑤位置図・配置図（機械等を設置、保管場所がわかる図）、⑥申請者の規約・定款（任意組織、農業法人の場合）、⑦環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート、⑧改植実施園の位置図（改植の場合）、⑨その他必要な資料</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 推進事務費</p> <p style="padding-left: 40px;">①見積書、単価の根拠資料、②人件費及び賃金等の時間給又は日当の単価根拠、③旅費規程、④謝金規程、⑤委託契約書（案）、⑥その他必要な資料</p> <p>2 実績報告時</p> <p>(1) 産地スマート計画（実績報告書）、取組主体計画（実績報告書）</p> <p>(2) 添付書類</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 事業費</p> |
|--|

①入札関係書類、②発注書・契約書、③借受証（リースの場合）、④納品書、⑤請求書、⑥領収書（支払済みの場合）、⑦導入後の写真（設置を要する機械については導入前後の写真）、⑧財産管理台帳、⑧環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート、⑨機械が中古の場合は耐用年数の残存年数が2年以上あることがわかる資料、⑩動産総合保険等の保険契約書（機械を導入し、契約済みの場合）、⑪その他必要な資料

イ 推進事務費

①業者選定関係書類、②発注書、契約書、旅費計算書等、③納品書（納品がある場合）、④請求書、⑤領収書（支払済みの場合）、⑥成果品（写真等）、⑦委託契約書、⑧その他必要な資料

上記書類については、導入する農業機械の減価償却期間が終了するまで保管する。

6 取組主体助成金の交付方法

産地の範囲が市町域を超えない場合、県は、市町を通じて取組主体に助成金を交付するものとする。産地の範囲が市町域を超える場合、県が取組主体に助成金を交付するものとする。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体は次の各条件を満たし、又は遵守するものとする。

計画の目標年度に、取組目標の達成が確実と見込まれるものとする。

事業実施にあたり、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

また、消費税等相当額を減額せずに申請を行い、その後においてその金額が確定した場合には、その金額を報告し、返還しなければならない。

本事業により整備した施設・機械等を常に良好な状態で管理し、その設置目的に即してもっとも効率的な運用を図らなければならない。

本事業により整備した施設・機械等を、県知事の承認を受けずに、本事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該施設・機械等の処分制限年月日を経過した場合はこの限りでない。

本事業にかかる助成金を受けた後に、交付等要綱に定める要件を満たさなくなった場合、速やかに産地の範囲が市町域を超えない場合は市町長を通じて、産地の範囲が市町域を超える場合は直接県知事に報告し、その指示に従って助成金を返納しなければならない。

事業完了後は、本事業の事業実施状況報告及び事業評価を行わなければならない。

その他、交付等要綱に準ずる。

8 その他

高度利用計画取組主体が策定する「スマート技術高度利用計画」については、以下のとおり規定する。

1 審査の方針、体制

スマート技術高度利用計画に係る審査は、県農林水産局農業技術課を中心に実施し、交付等要綱、実施要領及びスマート農業技術活用促進法に基づき、本事業の趣旨に即した計画となっており、かつ、認定された生産方式革新実施計画と整合性のとれた計画となっているかを審査する。審査においては、必要に応じて事業実施地区を管轄する農業技術指導所と連携することとする。

2 取組内容及び対象経費等の確認方法

(1) 計画申請時

スマート技術高度利用計画、認定された生産方式革新実施計画、認定通知、機械導入計画書又は機械リース計画書、資機材導入計画書（簡易な基盤整備を実施する場合等）

添付書類

①見積書（複数の販売会社の見積書の写し）、カタログ、②導入する機械等が成果目標の達成に寄与することがわかる資料、③能力・台数などの算定根拠、機械の利用計画、④費用対効果分析資料（機械を導入する場合）、⑤位置図・配置図（機械等を設置、保管場所がわかる図）、⑥申請者の規約・定款（任意組織、農業法人の場合）、⑦環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート、⑧改植実施園の位置図（改植の場合）、⑨その他必要な資料

(2) 実績報告時

スマート技術高度利用計画（実績報告書）

添付書類

①入札関係書類、②発注書・契約書、③借受証（リースの場合）、④納品書、⑤請求書、⑥領収書（支払済みの場合）、⑦導入後の写真（設置を要する機械については導入前後の写真）、⑧財産管理台帳、⑧環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート、⑨機械が中古の場合は耐用年数の残存年数が2年以上あることがわかる資料、⑩動産総合保険等の保険契約書（機械を導入し、契約済みの場合）、⑪その他必要な資料

上記書類については、導入する農業機械の減価償却期間が終了するまで保管する。

3 補助金の交付方法

産地の範囲が市町域を超えない場合、県は、市町を通じて取組主体に助成金を交付するものとする。産地の範囲が市町域を超える場合、県が取組主体に助成金を交付するものとする。